（銀行法施行令の一部改正）

第十条　銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）の一部を次のように改正する。

第十六条の十六に次の一号を加える。

十七　事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定

（協同組合による金融事業に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第五条の十九に次の一号を加える。

十七　事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定

（労働金庫法施行令の一部改正）

第十二条　労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第七条の二の七に次の一号を加える。

十七　事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定

（貸金業法施行令の一部改正）

第十三条　貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の四に次の一号を加える。

十七　事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令の一部改正）

第十四条　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十五条に次の一号を加える。

十七　事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定

（水産業協同組合法施行令の一部改正）

第十五条　水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の十四に次の一号を加える。

十七　事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定

（保険業法施行令の一部改正）

第十六条　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第四十四条の九に次の一号を加える。

十七　事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定

（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令の一部改正）

第十七条　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）の一部を次のように改正する。

第四十二条に次の一号を加える。

十七　事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定

（確定拠出年金法施行令の一部改正）

第十八条　確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第四十八条中「及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）」を「、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）及び事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号。同法第三章第三節に係る部分に限る。）」に改める。

（農林中央金庫法施行令の一部改正）

第十九条　農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第五十五条に次の一号を加える。

十七　事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定

（信託業法施行令の一部改正）

第二十条　信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条の五に次の一号を加える。

十七　事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定

第二十条第二項第十一号中「依頼」を「意見の求め及び依頼」に改める。

（信託法施行令の一部改正）

第二十一条　信託法施行令（平成十九年政令第百九十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号ロ中「若しくは信託業法」を「、信託業法」に、「に違反した」を「若しくは事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）の規定（同法第三章第三節に係るものに限る。）に違反した」に改める。

（株式会社商工組合中央金庫法施行令の一部改正）

第二十二条　株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二十三条に次の一号を加える。

十七　事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定

（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正）

第二十三条　犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号ハ中「信託契約」の下に「又は事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第六条第三項に規定する企業価値担保権信託契約」を加える。

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第二十四条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第九号及び別表第一金融庁の項中「第二十五条第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

（無尽業法施行令の一部改正）

第二十五条　無尽業法施行令（平成二十一年政令第三百七号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一号を加える。

十七　事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定

（資金決済に関する法律施行令の一部改正）

第二十六条　資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条に次の一号を加える。

十七　事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定